

らの電話が入ったということ。

＊ ＊ 弁護士の方から送金するという事になっているので、14:00
本人の銀行口座より＊ ＊ 弁護士の口座に 100 万円を振り込む。

○8月13日（月） 公判当日。

4. 公判記録

●日時 平成19年8月13日（月）10:00～11:00

●場所 ＊ ＊ 地方裁判所 ＊ ＊ 支部第一法廷

●公判内容

①罪状認否

- ・罪状—強制わいせつ罪
- ・認否—事実関係を認める

②起訴状朗読

- ・事実経過の朗読
- ・18歳から19歳の間に、刃物で脅すことはなかったが同様の事件を起こし、＊ ＊ 福祉園の職員に厳重に注意されたということ。
- ・押収物の携帯電話で撮った写真の本人確認—認める。

③弁護人質問

（質問に入る前に弁護人より、本日弁護人の手により被告から被害者に100万円の被害弁償が支払われた旨の報告がある。）

- ・どうして触りたくなかった？—（返答なし）。
- ・カッターナイフはいつももっているの？—はい。自分の身を守るため。
- ・刃は出さなかった？—はい。
- ・不良への憧れは前からあったの？—はい。
- ・どうして憧れたの？—強いから。
- ・脅されたほうの気持ちは考えなかったの？—はい。でも今はわかります。相手の気持ちを考えるようにする。

④検察側質問

- ・2人連れの乗客が乗ってきたがやめようと思わなかった？—はい。
- ・翌日かけた電話はどうして？—会って謝るためです。
- ・いつ謝ろうと思ったの？—朝、謝らなくちゃいけないと思った。
- ・体に触るのにどうして脅したのか？—（返答なし）。
- ・脅さないと体に触れられないから？—はい。
- ・では、相手が嫌がるということを知っているね？—（返答なし）。
- ・写真は自分で楽しむため？—はい。
- ・被害者の留守電に駅で待っていると入れていたね？—はい。
- ・謝りたいと思ったなら、留守電に謝りの言葉の一言でも入れておけば。それはなかった。逮捕時には謝るためとは言ってなかったよね？—（返答なし）。

⑤裁判長感想

- ・相手の気持ちを考えるというのはどういうこと？—（返答なし）。
- ・みんな、あなたがまた同じことを繰り返すのではないかと心配しているのですよ。

◎ 求 刑—懲役2年

◎ 次回判決—9月5日（水）13:10から＊ ＊ 地方裁判所 ＊ ＊ 支部にて

5. 公判以後判決までの経過報告

- 8月30日(木) 17:30 **区**総合福祉事務所に連絡をとり、9月5日からの短期入所利用可能の判断を出してもらう。
17:45 町田福祉園(阿部施設長)に電話して、「八王子平和の家」への短期入所の依頼をする。
- 8月31日(金) 11:00 大月警察署にて本人と接見する。
「契約解除通告書(別添)」を示し、9月5日の判決で有罪判決が出たら、**通勤寮との契約が解除になることを伝える。
現在保管している物品、管理依頼されている預貯金の移動に関する「委任状(別添)」に、説明を行い署名してもらう。
- 9月4日(火) 11:00 担当検察官と検察庁にて面会し、「K・Yさんの障害特性と今後について(別添)」を提示し、読み終わった後で補足説明をする。
実刑判決が出された場合の行き先について相談するが、それについて検察は管轄外で刑務官が担当することになる。その後についても、刑務官に伝えた方が良いと言われる。
16:00 町田福祉園・阿部施設長が来園し、9月5日からの短期入所について大丈夫という返事をいただく。明日執行猶予付きの判決が出た場合、即日、八王子平和の家に向かうことになる。
- 9月5日(水) 判決当日。

6. 判決記録

●日時 平成19年9月5日(水) 13:10~13:30

●場所 **地方裁判所都留支部第一法廷

●判決内容

①主文一懲役2年執行猶予3年

②理由及び事実認定

(強制わいせつ事案であり、10万円程度になる訴訟費用は負担すること)

- ・自己中心的な行為を見過ごすことはできない。
- ・職を失い社会的制裁を受けた。
- ・前科が無い。
- ・100万円の被害弁償を支払った。
- ・法廷で反省のことばを述べている。
- ・まだ若いので将来の更正が期待できる。
- ・精神的、肉体的な障害がある。
- ・保護観察を付ける執行猶予です。

7. 判決以後の経過

○9月5日(水) 判決後すぐに、「八王子平和の家」に短期入所(9月16日までの予定)する。

○9月6日(木) 本人同行の上、八王子家庭裁判所保護観察所を訪問し、保護観察官より保護観察についての説明を受ける。

- ・保護観察期間(3年間)保護司に定期的に会う。
- ・執行猶予期間に警察に捕まれば執行猶予は取り消される。
- ・決定された住所地の保護観察所に通うことになる。
- ・遠出するときには保護司に届け出なければならない。
- ・5回の処遇プログラム(性犯罪)を受ける。

・9月19日から保護観察が始まる。

○9月12日(水) **区**総合福祉事務所から正式な行き先が決定したという報告を受ける。9月14日入所。

【入所先】民間のNPO法人が経営するグループホーム

『所見』 この通勤寮を経営する法人は、知的障害者入所更生施設も経営しておりその施設で受けるべきではないか、と当然のことながら依頼があった際お話をしたが、その施設では経験も無く職員も説得できないとの返事がかえってきた。八王子平和の家だけでなく他の施設も受け入れるべき、と説得するが判決の期日が迫ってきて、ショートステイの枠で八王子平和の家が受け入れることにした。経過報告でもあるように初犯だが18歳のとき同様の事件を起こしている。また、内容が悪質であると判断されるであろうことは予測できるので受け入れ先が無い場合実刑になるであろうと思われ、八王子平和の家で受け入れることにした。『ソーシャルワークとは現実が優先する』するというのが、施設長の思いだけではなく職員全体に定着していないと『シェルター』のような役割を担える施設は生まれてこないのではないかと思われる。また、制度からの評価も必要である。

・「医療少年院から受け入れた事例について」

① 本人プロフィール

- ・ 性別 男
- ・ 生年月日 平成元年7月11日生まれ(当時17歳現在18歳)
- ・ 障害程度 療育手帳 B2 平成16年再発行 平成鑑別時 WISC-III IQ-40 以下 中度の精神遅滞と判定されている。

(生育暦)

実父母は平成4年に離婚し、実母の出奔に伴い、小学2年より児童養護施設、小学4年より知的障害者施設で生活をしていた。児童養護施設在園時より一緒に入園していた実兄と共に粗暴な言動をとったり、物を盗んだりという問題が見られたため、知的障害児施設の入所となった。この施設では、13歳ころから職員に対しても粗暴行為があり網膜はく離の重傷を負わせたこともあった。平成16年8月に他生の両足を持って振り回し、ベッドに頭を殴打させたことと、他生の顔面を殴打したことの2件で障害保護事件として逮捕され、平成16年11月18日に医療少年院に入院となった。

(八王子平和の家に入所までの経過)

少年院に入院して2年以上が経過した今年は、粗暴行為はほとんど収まっている。対人関係では、他少年とのやりとりがうまく行かずいらいらすることがあるが暴力に訴えることは無く、ふてくされた表情をみせるが気持ちを抑えている。他少年と関係がうまくいかないと感じると、自ら職員に申し出て他少年との調整や仲介を頼み、トラブルが生じるのを避けるすべを使っている。調子に乗ったり、感情的な口の利き方をしたりして注意を受けることはあるがすぐに素直に改める。最近では以前の施設でみられたような粗暴行為はほとんど改善されている。ただ、帰住先が決まらないので先行きの見通しが持てず自分よりもあとから入院した少年が次々と出院していくたびに自分の出院できないことで心情不安定になってしまう。

千葉家庭裁判所から千葉保護観察所宛に環境調整命令が発出されているが、帰住調整は難航している。その為、少年院で最上級の段階に達している1年になるが出院の見込みは無く入院して2年4ヶ月が経過している。

今年、町田福祉園阿部に、福祉の現在の制度の解説や上記児童他の帰住先として福祉施設利用の可能性についての相談、見立ての依頼があり3回ほど訪問する。この児童は、落ち着いており十分福祉施設的环境〔刺激の多い環境〕でも暮らしていけるものと判断し、八王子平和の家施設長にも面談し八王子平和の家でショートステイの枠でロングステイ（3ヶ月を超えての利用）することになった。現在は、大変落ち着いており少年院にいたころ、おびえているような印象があったが、のびのびしており将来グループホームでの暮らしも考えられる対象となっている。

『所見』

今回は私が少年院に出入りしていた関係で福祉につなげることができたが、少年院、刑務所とも福祉の制度、繋ぎ方等の知識は無く出院を困難にしている。障害者施設を利用する場合は、障害程度区分の判定が必要だが、この少年院は入院中に福祉事務所が来て判定を行っているが、これは区市町村と矯正施設の判断になる。また、未成年で基礎年金がもらえないため生活保護を受ける必要があったが、福祉事務所は拒否し少年院が所在する市が給付するという英断を下したが、これは全くのレアケースで障害程度区分を出した区市町村が生活保護も見べきことで、障害者施設を利用する場合、生活保護も出身地が出すことに改正されている。

*障害者自立支援法に『自立支援協議会』の設置ということがある。自立支援協議会は、区市町村と都道府県の両方に設置が義務づけられている。様々な役割があるが、困難事例の検討ということも大きな役割のひとつである。そして、区市町村で解決に至らないケースについては都道府県で検討することになっている。ここに少年院や刑務所の出所者で障害を持っている人たちの支援について乗せていけないものかと思う。私の数少ない経験の中からの印象では、少年院は熱心に対応するが、刑務所の場合、個人情報の問題もあるが帰住先については熱心ではなく、報奨金を渡し刑務所から出してしまうという印象がある。身元引き受けも無くお金も無かったとしたら累犯率が7割にもなるのは当たり前のことであり、犯罪者を作り出しているといっても過言ではないように思える。IQ測定は必ずするわけで、身元引き受けが無く明らかに知的障害のある受刑者の出所の場合、福祉事務所につなぎ、困難事例については支援プランを作り実践者に渡していくというルールが作れないものかと思う。人権への配慮は大事だが、累犯がわかっていながら放置していくことも人権問題であるし、社会的なリスク考えても自立支援協議会をそのような場として育てていくということもひとつのアイデアだと思う。

（3）和歌山県福祉事業団の取り組み

罪を犯した障害者に対する 和歌山県福祉事業団としての今後の方向性～入所授産施設の活用～

和歌山県福祉事業団が管理運営する一施設である由良みのり園は、県下でも数少ない入所授産施設だが、障害者自立支援法施行後、障害程度区分3以下の施設支援対象者ではない人（28／50名）が大半を占めている。

施設の特性からも、中軽度の人が多く、制度の狭間に位置する人、反社会的行為を繰り返

返す人等、罪を犯す虞のある人が非常に多いのが現実である。

又、由良みのり園の隣には、当事業団が管理運営する中紀福祉センター由良あかつき園（入所更生施設160名定員）があり、そこも由良みのり園同様数名の人が障害程度区分によって、施設支援対象者が減少する見込みになっている。

今後、行刑施設からの出所者や罪を犯す虞のある人たちをサポートし、犯罪を未然に防ぐためには、まずは生活の場を保障し、安定させることが重要となる。

障害がある受刑者の多くは、出所後の生活基盤が脆弱で、それが故に再犯につながる可能性が高くなっている事実もある。

これら2施設の有効活用並びに、これから必要とされる機能のため、由良みのり園の既存の施設を、「生活」「就労」「自律トレーニング」の場としての「社会生活支援センター（仮称）」として、「特化したセーフティネット機能」への位置付けを考え、事業団内でも今後のあり方を模索、協議している。

<事例1>

Aさん 24歳男性

満期で医療少年院出院 罪名：殺人
保護者なし

- ・少年院、保護観察所より出院後の受け入れの相談支援あり
援護市、事業所、関係者とのケア会議実施
出院前の面談
出院後定期的なケア会議を開催
- ・出院時は、先ず生活基盤を安定させることに重点を置く。そのために、当事業団での短期入所事業を利用する。
しかし、他利用者との関係を考慮し、園内での事業利用ではなく、職員住宅の空室を利用する。
生活基盤を安定させると同時に、日中活動の部分で他方人と連携を取り、生活の場と活動の場で支援をする。
- ・2ヶ月間の短期入所事業利用後、市営住宅に単独入居し、現在は居宅介護や権利擁護を利用している。
日中は、作業所の廃品回収等に従事し、1ヶ月30,000円前後の収入を得ている。
- ・再三、圏域の相談支援員を中心に一般就労への働きかけを行うが、本人の事件を話した途端に断られるのが実情であり、未だ一般就労にはつながっていない。
- ・今回、『少年院』からの出院ということから、事前の情報を大変多く提供していただき、短いながらも準備期間を持てたことは、大変良い事例であった。
生活、サポートという点においては、事件後3年以上経過していたが、幼少の頃から本人を良く知る関係者が多くおり、何よりも援護市が中心になってサポート体制を整えたことが、現在の生活の安定につながった大きな要因と考える。
出院後のステップとしては、生活安定の次の大きな課題は就労だが、現状では難しく、足踏み状態は歪めない。

<事例2>

Bさん 21歳男性

保護観察中 罪名：恐喝

恐喝で検挙される以前にも、無免許運転や窃盗（自転車無

断使用)で補導歴有

- ・養護学校や援護町より、今後の支援方法の相談あり。
- ・『保護観察期間』という強制力がある期間、まずは生活基盤を安定させるために、短期入所事業を経て入所施設に入所する。
- ・月2回保護司が来園し、関係者を含めケア会議を行っている。
- ・施設入所に対して本人は特に嫌がる様子はなかったが、『保護観察期間』という期限が定まっているための納得でもあると考える。
本人の障害程度区分は2であり、現在利用している事業所は、20年4月新体系移行を予定しているため、その後の本人への支援が重要な課題である。

(4) 更生保護施設の実情

東京実華道場における実情

東京実華道場では療育手帳を所持している中度の知的障害者を受け入れ、福祉施設に繋がった事例があった。親族から「かわりたくない」と引き受けを拒絶され、就労自立も叶わずに入所施設での生活を選択せざるを得なかったケースである。本人は出身地である山梨県には帰らずに、東京で生活するという意思を固めたため「愛の手帳」の取得を試みたが、都の心身障害者福祉センターより更生保護施設入所中であること(ショートステイであり住居として認めない)を理由に申請は受け付けられなかった。結果的には療育手帳の交付元である山梨県の施設に入所することになった。

以下が事例の詳細である。

○プロフィール

イニシャル：F
性別：男性
生年月日：昭和58年8月6日(24歳)
出身地：山梨県
家族構成：父・母・兄・妹
IQ相当値：56(言語性IQ55、動作性IQ46以下、全検査IQ40以下)
在所期間：平成19年1月30日～平成19年5月21日

○生育環境

山梨県で生まれ両親の元で兄妹とともに生育。
実父からしばしば暴力を受けていたため恐れのある感情がある。
中学から特殊学級。
17歳で療育手帳を取得(B-1判定)し福祉作業所に通所。
19歳時に父からの暴力が激しくなったため家出し野宿生活となる。

○就労歴

中学卒業後は父の大工仕事を3年ほど手伝うが、仕事ができないといってしばしば父親から暴力を受ける。
17歳時に福祉作業所に通所し紙折り作業をするが、月に1万7千円ほどの収入しかないのが不満で1年数ヶ月で辞める。その後は、実家でペットの世話をしながら小遣いを貰う生活。

○非行・犯罪歴

19歳 万引き（缶ジュース1本） 警察注意
21歳 窃盗（賽銭泥棒） 懲役1年 執行猶予付（取消）
22歳 窃盗（賽銭泥棒） 懲役10月 （本件）

○当施設入所までの経過

環境調整時点において療育手帳を所持しているとの情報があったので、事前に状況の把握をするため平成18年8月に当施設職員が矯正施設へ赴き本人との面接を実施した。当方の質問をわかりやすく噛み砕いて話せば受け答えは十分できていたので、当施設での集団生活には十分馴染め、就労自立も可能であると判断し受け入れを決定した。

仮釈放当日（平成19年1月30日）は職員が出迎え、当施設に帰住した。

○当施設での生活状況

当所に入所して間もなく、派遣会社に登録し仕事に行くも1日出勤ただけで翌日から待機状態となる。その後、施設の協力雇用主である土建会社に行くことになったが給料に見合う仕事ができないとのことで、やはり1日働いただけで解雇となる。その後は求職活動も消極的になり、不就労の状態が続いた。生活面においては同室者から本や菓子を盗んでトラブルになることがあった。

母親には親和していたので本人が何度か手紙を出したところ、暫くたってから施設あてに「本人とはもう関わりたくない」という内容の手紙が届くが、本人に伝えることはできなかった。

本人の就労自立は不可能と判断し、退所先の確保のため福祉施設入所について検討することにした。

○施設のとった措置

本人は犬の訓練士になりたいとの希望があったので、パピーウォーカーへの道を探るため本研究会の分担研究者である山本譲司氏に相談し関係者に話しを繋いで貰ったものの、遠い道のりであることがわかり断念した。また、福祉施設への入所について研究協力者である赤平守氏に相談し、都内及び近県の入所施設やグループホームを懸命に探していただいた。結果、東京と神奈川の2つのグループホームの情報を提供していただき見学が可能となった。そのうち神奈川県グループホームからは受け入れ可能の回答を得ることができた。

まずは「愛の手帳」の申請を試みるため東京都の心神障害者福祉センターに対し、更生保護施設入所中ということをして、他県の療育手帳を所持している場合の愛の手帳申請方法を相談すると、今後東京で生活するのであれば各種の福祉サービスが受けることができるので「愛の手帳」を取得すべきとの回答を得た。ところが手続きに向けて話しを具体化させたところ、「更生保護施設はショートステイであり入院など同様の扱いとなるため住居として認められず申請は受け付けられない」と対応が変化し、療育手帳の交付元である山梨県〇〇市が援護の実施者であるとの見解を示した。その後、山梨県〇〇市より県内の入所施設の紹介を受けたので、山梨県の施設に赴き面接を受けたところ受け入れ可能との回答を得た。本人は、受け入れ可能となっている神奈川県グループホームと山梨県の入所施設のいずれかを選択することになったが、山梨県の施設へ面接に行った際に小学校の同級生に会ったことが決め手となり、山梨県の施設に行くことを自ら選択した。

平成19年5月21日に当施設を退所して山梨県の入所施設に転居となった。

▼東京都心身障害者福祉センターの見解

- ・更生保護施設の位置づけとしては一般論として短期間の入所施設であり、入院などと同様に扱う。
- ・援護の実施者は入所前、入院前の住所地が障害者自立支援法の主体自治体である。
- ・東京都の場合は都が直接判定しているが、他県の場合は福祉事務所が窓口になる。どこの福祉事務所が管轄するのかは自治体相互の話し合いにおいて決定する。

【現在の様子】

山梨県の入所施設で大工見習いに精を出し月に2万円の工賃を得ている。

平成19年9月14日付で障害基礎年金が支給されるようになった。

来年4月頃にはグループホームに移行する予定である。

【まとめ】更生保護施設の制度上の問題点

結局、本人は療育手帳の交付元である山梨県の紹介により施設入所が可能となった。

本ケースでの都の対応は、今後も同様なケースにおいて手帳を必要とする人たちの自立の道を閉ざすことに繋がるものであり、現状においては福祉への橋渡しについて更生保護施設は無力であると痛感した。本ケースでは幸いにして他県の手帳を所持していたことで新たな生活拠点が確保されたものであるが、制度面、運用面について現状が打開されなければ知的障害者の受け入れに積極姿勢をとる更生保護施設が増えることは期待できないと思料される。今後は、都道府県によって異なる申請基準、交付基準が厚生労働省の統一基準として運用されるよう切望する。

D. 考察

(6) その他の実践事例

昨年度に引き続き、罪を犯した障害のある刑務所出所者、少年院出院者たちの帰住調整、また地域との連携についての取り組みを今年度も継続してきたが、ここではいくつかの事例を通して、罪を犯した障害のある人たちの背景にある問題点を検証しながら、今後の課題を考えてみたいと思う。

〈事例1〉K（男性17歳）軽度知的障害者

KはH18年10月、本人が生活していた児童自立支援施設内で職員に対して傷害事件（全治4週間）を起こして、医療少年院入院の審判が下された。一見、全く一般の17歳の少年と変わらず（むしろカッコイイ少年と呼べるかもしれない）、話をしてみても口数は少ないが、話の辻褄が合わなかったり、話が突然飛んでしまうということもない。言わば障害者には見えない少年だった。ただ、時折見せる鋭い眼光はだけは、普通の少年のそれとは明らかに違うものを持っていた。生育暦を見ると、父母は彼が幼少期に離婚、父（理容業）に引き取られたが、同居の祖父母との関係がうまく行かず、時折Kが祖父母に暴力を振るうため、止む無く児童自立支援施設への入所が決まったらしい。彼の突発的な行動を精神科医は「反抗挑戦性障害」と診断している。

元々、さほど凶悪な事件ではなく、仮出院の見通しが立ったH19年4月、医療少年院から、Kの父が彼の受け入れに難色を示しているの、帰住先を探してほしいという旨の依頼があったので、彼の出身地近くの入所施設2箇所連絡し、面接を受けてもらうことにした。療育手帳は少年院入院後（19年4月）に取得したため、彼自身、自分の知的障害に対する受容、認識はまだ出来ていない上に重度の知的障害者が多く暮らす施設（さらに

平均年齢は 40 歳近い) は初めての経験であり、彼自身、戸惑いを感じた筈だが、とにかく少年院から早く出たいという一心であったのだと思う。彼は実家により近い施設を選択し、19 年 7 月下旬に仮出院。保護観察の期間をこの入所施設で暮らしている。

K の障害は軽度発達障害のように特徴が顕著に現れるものではなく、日常の会話レベルでは障害そのものは表面化しづらい。しかし、話を突き詰めてくるとはじめの印象よりかなり知的レベルの発達の遅れが大きいことに気付かされる。ということは周囲の人間も障害への知識がなければ彼の行動が単純に、反抗的とかやる気ない、といった誤解を持ったままの対応をしてしまう危険性が生じてしまうことになる。周囲の支援者には彼の障害特性を的確に捉えた対応が望まれる。

〈事例 2〉 F (男性 24 歳) 中度知的障害者

F については、H19 年 4 月、山本班研究協力者の森山氏 (更生保護施設 実華道場) からの協力依頼があって、実華道場に面会に行ったのが初対面であった。更生保護施設の本来の目的の就労に結びつくことが困難で、福祉の支援を探してほしいという依頼だった。窃盗事件を起こして、少年刑務所にいたということだったが、初対面の彼は、非常に大人しく、人の顔を正面から捉えることの出来ない青年だった。(地域の授産施設によくいるタイプの知的障害者と言えるかもしれない) なるほど面接突破が第一関門のように思えた。

しかし、それより何より、気になったのは彼と家族の関係であった。彼は更生保護施設に入居依頼、数回に渡り、家族に手紙を出しているが、その手紙の封は切られているものの、そのままの形で施設に返送されていた。添えられた施設職員に対しての手紙には、わが子を否定する言葉が綴られている。結論とすれば、戻ってきてほしくないという内容である。しかし、本人はそのような返事が来ていることを知らずにいる。

故郷 (家庭) に戻れない以上、彼の生活の場は東京を中心に探す必要がある。彼の能力、生活歴を考えると、大規模な入所施設よりも家庭的なグループホームがいいのでは、と考え、東京多摩地域のグループホーム (犯罪歴のある人も受け入れている) に連絡したところ定員一杯で直ぐの受け入れは不可能の返事。次にグループホームの多い横浜市の相談員 Y 氏に依頼、グループホームの空状況、また犯罪歴があっても受け入れ可能か等を打診してみたところ、こちらは良い返事をいただいたので早速受け入れ準備に取り組むこととした。本人も見学、面接をして感触はとても良いと感じられた。しかし、最終的に彼が選択したのは、もう一方、実華道場で話を進めていた、彼の故郷近くにある入所施設への入所であった。施設での面接の際、幼なじみに偶然会ったことが、選択の決め手となったとのことだったが、彼の心の中での、家族との関係がどのような変化を見せていくのか、今後の大きな課題となるのではないかと思う。

〈事例 3〉 T (女性 19 歳) 軽度知的障害

T は、H19 年 11 月で医療少年院に入所して丸 1 年になる。知的障害の他に「器質性人格障害」という診断を受けている。この障害に起因するものとして乳児期、実の父親に殴る、蹴る、投げ飛ばされる等の虐待を受け、頭蓋骨骨折、脳室シャント術を受けた経緯がある。その後、父母は離婚、父からの虐待は無くなったが、母親も精神障害があり、ネグレクトの始まり、本人の記憶によれば 5 歳ころから小学校、中学校を通じて苛めの対象となる。さらに本人にも幻聴等が始まり、小学校 5 年生ころから、万引き、放火等の行為を行い、虞犯少年となる。これも本人の言葉によれば「一度も友達はできたことがない」という。さらに中 2 の時、母親が不労となり、彼女も家出を繰り返すようになる。さらに定時制高校に進学以後は、家出だけでなく、家出先で知り合ったホームレスの手引きで

売春行為を始める。以後、精神病院への保護入院（この間に療育手帳を取得）さらに児童自立支援施設への入所を経て、H18年7月、器物損壊（団地の掲示板チラシにライターで点火、掲示板を消失させた）で医療少年院入院。母親は出院後の引き受けを拒否、まったく面会にも来ない。また、T自身も家族の住む、またいじめを受け続けた、生まれ故郷には帰りたくないという希望であった。

このような状態で帰住地探しの依頼を少年院より受け、〈事例2〉の横浜市のY氏、さらに精神障害者生活支援センターのO氏にも協力を願い、帰住調整を行う。ここでの我々の視点は、彼女を障害者としてではなく19歳の一人の女性として社会復帰してもらうことだった。そのため、知的障害者入所施設ではなく、婦人保護施設、グループホーム、一人暮らし等、様々な選択肢を模索した。何よりも彼女が自分自身を価値ある存在として思えるようになってくれること。「一度も友達はできたことがない」という彼女が人間への信頼を獲得してくれることである。

彼女が少年院で正月を迎えることがないよう、現在、多くの関係者に協力を得て、12月の出院を目指している。

〈事例4〉A（男性20歳）軽度知的障害

Aに関する報告は、昨年度、報告した〈事例1〉のその後である。AはH19年3月入所中のてらん広場（横浜市）で保護観察を終了した。しかし、彼はその後4月には窃盗罪で再逮捕されることとなる。後の取調べでは、保護観察終了以前から数回、家宅侵入と窃盗を繰り返していたことが明らかになった。てらん広場は入所施設ではあるが、横浜市という大都市の中、大きな団地に隣接していて、入所者の外出も届出があれば自由に出来る。特に作業等が休みの土日は職員も、入所者の行動を全て把握することは不可能となる。支援する側とされる側の根底にあるのは「信頼関係」のみということになる。

将来、一般企業への就職、一人暮らしを望んでいたAが、何故、同じ犯罪を繰り返したのか。

時折、恋愛や結婚の話題になると「自分なんか…」が口癖だった彼にとって、自分の存在価値を求められるのは犯罪しかなかったのだろうか。「将来は自分の家がほしい」と話していた、彼にとって福祉的就労で得られる収入は夢を実現させるには、程遠い額であるという現実に、身につけてしまった窃盗（150回以上）という犯罪が生きる術だったのか。

以前、彼と外食したとき、15歳から窃盗を繰り返し、少年院に2回入った延べ5年間を「僕は損をしたんです」と言っていた「損」の意味は何だったのか？また、彼が医療少年院入院中に取得した療育手帳が、「障害者として生きること＝将来の可能性を奪うもの」だったとしたら、そして自立生活という大きな目的が、福祉での支援という手段によって歪められてしまったとしたならば、当事者主体という意味を改めて考え直さなければならないのかもしれない。

結局、犯行時20歳に達していたAは、刑事裁判の結果、懲役3年執行猶予5年の判決を受け再度、てらん広場での生活を続けている。執行猶予の5年間は重く押し掛かっている。

以上の4つの事例を検証してみると、4人には生育暦の中で共通した以下の4つの要素が見えてくる。

生育暦の中での要素

1. 貧困と無知（社会状況・福祉情報を知る心の余裕と術を持つことが出来ない）

基本的に障害者福祉のサービスは申請主義である。生活そのものに追われる状況の中で、また福祉の情報が家族に届く可能性は極めて低く、全く福祉に関しての知識をもてない家族は決して珍しくはない現状がある。

2. 家族関係の崩壊（障害の否定と無理解、虐待、ネグレクト）

障害という言葉自体の持つイメージは家族にとって受け入れがたいものがある。特に中・軽度の知的障害は家族が気づき、障害者として結びつけることが難しく、出来の悪い子、親の言う事を聞かない子として親に疎んじられ、虐げられる可能性が高い

3. 苛め、虐待、偏見、差別（無能な者、弱者として不当に底辺に位置づけられる）

家族関係だけでなく、本来、友人との対等な関係の中から育まれるはずの関係性が成立出来ずに社会性が一方的に奪われる。自分を守るため、不当に低く位置づけられた自分を、受け入れなくてはならなくなる。自信が持てない。

4. 本人の障害（認識、社会性の発達の遅れ）

1～3の要素にあわせて、本人の認識、社会性の発達の遅れが、本人たちの社会生活力を高める力をさらに弱めている。

そしてその 全てが本人の意思とは関係なく起こる

以上の要素を考えてみると、彼らは加害者となる前に、被害者として成長期を送っていることは明らかである。被害者であった者が、どんな時、どんな要素が重なって加害者となっていくのか？それを未然に防ぐことは出来ないのか？少なくとも、苛め、虐待があった時点で、学校や児童相談所が他の要素にもいち早く気づき、他の専門家等との協力体制を作ることができれば、加害者になる以前の被害者の段階で、本人支援ばかりでなく、家族支援にも取り組むことが可能かもしれない。

障害者自立支援法では、地域自立支援協議会が困難事例に対して積極的に取り組むことと、相談支援体制の充実が謳われている。しかし現実には、彼らが被害者としてSOSを発信しているとき、虞犯少年となっているときに、如何に多面的に状況を捉え対応できるか。被害者であるときも、加害者となってしまったときも、彼らの病んでしまった心とその痛みを感受できる支援者をどのように増やしていけるのか、課題は大きい。

E 結 論

刑事裁判手続の中に、刑事罰を科す手続とは別の福祉的プログラムを取り入れることにより、犯罪を繰り返す知的障害のある人・発達障害のある人（以下「知的障害のある人等」という。）が単に累犯であることを理由に実刑判決を受けることのないよう、知的障害者等に刑務所等矯正施設外での更生の機会が選択できる仕組みについて検討すべきである。

理由

- 1 罪を犯した知的障害者等に対して、矯正施設内における矯正教育や受刑後の地域社

会における受入先が重要であることは明らかである。

- 2 「受刑中の知的障害者、発達障害者に関する調査」によると、知的障害者等の犯した犯罪の主たる罪名は、窃盗、詐欺（ほとんどが無銭飲食と思われる）、放火となっている。また、数字として表れていなくても、幼児に対する性犯罪もかなりあるのではないかと推測される。

このような犯罪については、責任能力が否定されない限り、過去に前科があれば、たとえ被害が軽微だったとしても、実刑判決を受ける可能性が高い。

- 3 さらに、軽微な事案であることや、刑事責任能力等に問題がある等の理由から、起訴猶予、執行猶予になる知的障害者等については、何らの支援を受けることなく、社会にそのまま戻り、自助努力による生活の再生が求められているのが現状である（もっとも保護観察の制度については、近時、法制度改正が行われている）。

- 4 ところで、少年事件においては、家庭裁判所調査官が関与し、事案の背景や少年の更生のために必要とされる様々な方法を検討し、試験観察によって、少年の更生を見守る手続が整えられている。

- 5 知的障害者等に関しても、累犯ゆえに実刑判決を免れることができないとし、矯正施設内での処遇のみを検討するのではなく、判決と選択的な福祉的プログラムを検討する仕組みを考えるべきである。

少年事件には、家庭裁判所調査官という専門職が裁判所に配置されているように、知的障害者等の事件についても、裁判所に専門職が配置され、福祉的視点に立ったプログラムの検討がされることが理想であろうが、現実的な観点から、福祉の専門家が関与したプログラムを弁護士等が発案し、刑事罰との選択を可能にすることが考えられる。

- ① 罪を犯した人に知的障害・発達障害があると認められた場合、
- ② 一定の要件の下に（犯罪の形態、内容によって）
- ③ 専門家の支援が整えられた施設（補導委託先等が参考となる、公的援助をすること）、もしくはサポート体制を構築し一定の目標を達成することを条件に社会内の居住先を整える

- 6 刑事裁判の中に福祉的プログラム選択の可能性を取り入れたオーストラリア・ビクトリア州における実践が、一定の成果を上げていることは大いに参考となる。

- 7 福祉的プログラムを選択する具体的指標は、次の通りである。

- ・知的障害・発達障害のあること
- ・執行猶予の場合もしくは一定の期限内の実刑（例えば懲役2年程度）であること（起訴猶予事案については、福祉プログラムを強制することはできないので、本人の望んだ場合に限られる）
- ・一定の罪名に限ること（例えば、窃盗、詐欺、幼児等の連れ回し等未成年者略取罪）
- ・福祉プログラムの作成には専門家が関与すること
- ・福祉プログラムによって一定の成果が認められた場合には、判決の言渡しは効力を失う（執行猶予期間の満了と同じ）

最後に

昨年から引き続いて、行刑施設への参観と、裁判への関わりを実施してきた。行刑施設にこだわるのは、大阪府八尾市の事件のように行刑施設での杜撰な処遇ゆえに再犯に結びつく可能性があるからである。刑事裁判は福祉機関が介在することで、刑が軽くなる事例を見てきた。現状を理解することが大切だと思い、継続して関わってきた。

長崎や仙台で実施している合同支援会議が全国で必要である。そして、受刑者の情報を外に出せないということをPFI刑務所に関わりながら感じているので、福祉や更生保護と一体になった出所後支援が必要である。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究

平成19年度 分担研究報告書

分担研究者 清水 義徳

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A. 研究目的

－地域生活支援につなげるための更生保護関係者としての現状と課題－

B. 研究方法

- 1 18年度の量的な概要把握に基づいて、個別の更生保護施設及び具体的事例に対するヒアリングを実施し、受け入れの判断基準、受け入れたケースについての具体的な対応状況、就労や療育手帳の取得援助の状況、受け入れのための改善意見等を詳細に把握する。
- 2 矯正施設から受け入れ要請があったが受け入れに至らなかったケースについての実態調査を関係機関の協力を得て実施する。
- 3 更生保護施設の受け入れ体制の実態と課題（委託制度、職員体制等）を検討する。
- 4 連携モデル事業の継続と複数地域での実施を検討する。

C. 研究結果

I 罪を犯した障がい者の受け入れに関する更生保護施設の実態調査及びその課題について

- 1 これまで、更生保護施設が知的障害のある矯正施設収容者の受け入れ、あるいは地域生活支援移行に当たってどのような役割を担えるか、担えるとすればどのような状況においてなのか、さらに担えないとすればどのような補強策が必要なのか等について検討してきた。

平成18年度は更生保護施設の受け入れ状況について、統計的な実態調査（全国

の施設に対する1か月間のサンプリング調査)を行い、受刑者中の障害者率にほぼ対応した受け入れ実績が認められたものの、その反面で一人ひとりの支援ニーズに対応した地域生活支援への移行調整が意図的になされているとは認め難い状況が明らかになった。

- 2 そこで平成19年度は、その受け入れの状況について具体的事例に基づいた調査を通じて、地域生活支援移行における更生保護施設の実情と問題点を検討し、今後の問題解決の糸口を明らかにするため、全国101の更生保護施設のうち4施設を選んでヒヤリング調査を実施した。

4施設の選定は、一定の範囲であるが地域生活支援ニーズを有する障害者を意図的に受け入れて調整に努めている施設から、受け入れてはいるが支援ニーズに意図的に対応しているとは認めがたい施設、その中間的な施設など、それぞれの実情や課題を把握することを目的に行ったものである。

- 3 ヒヤリングの結果は次の概要のとおりである。

○更生保護施設に対するヒヤリング調査結果の概要—その1

(調査担当 協力研究員 立教大学コミュニティ福祉学部 小長井 賀與)

- (1) 調査対象： 更生保護施設「ウイズ広島」及び「山口更生保護会」
- (2) 調査場所及び調査対象
： いずれも当該更生保護施設において施設長と補導職員に実施。
- (3) 調査実施日： 2007年6月18日

- (4) 調査結果

(以下、「ウイズ広島」(定員39名・職員7名)を「施設A」、
「山口更生保護会」(定員14名・職員4名)を「施設B」とする。)

ア 平成18年度の受入れ状況 (CAPAS69以下に判定されている人)

- 施設A — 仮釈放者5名(男性)を受けた。知的障害者と推定される矯正施設からの受入れ照会—環境調整は45件を受理し、受入れ可は17名、不可は23名、継続調整は5名。
- 施設B — 仮釈放者6名(男性)、満期釈放者2名、更生緊急保護対象者1名、計9名を受け入れた。知的障害者と推定される矯正施設からの受入れ照会—環境調整は44件を受理した。

両施設とも、処遇能力の範囲内で可能な限り知的障害と推定される者を受け入れたいとする。ただし、施設Aは、特別の支援を必要とする知的障害者に対し、更生保護施設としての体制の中で可能性を広げながらそのニーズに見合った処遇を行う方向で積極的に受け入れようという立場である。その場合、被保護者全体の2割までが限度という。他方、施設Bは、知的障害と推定されても就労意欲・能力があれば、ラベリングをすることなく積極的に受け入れようとする立場である。なお、施設Bが幹旋する仕事の多くは単純な反復作業なので、それを前提とした受け入れになっている。

イ 知的障害と推定される人の受け入れ判断の基準となるもの

両施設とも、本人に面接の上、総合的な見地から受け入れを判断している。その場合の知的障害が推定される人を受け入れようとした要素、着目した指標は何か。

* その他の疾患・障害 — 両施設とも疾病がなく、精神障害がないこと。あるいは若干の問題があっても服薬でコントロールできれば、問題視していない。

* 知的能力以外の適性 — 両施設とも、就労能力・実績を見る。両施設とも、刑務作業ができていて職員の指示を理解しそれに従って動ければ対応可能としている。

* 過去の犯罪歴、生活歴 — 両施設とも、罪名、罪質、経歴（犯罪前歴と生活歴）、犯罪性、再犯状況など、過去の問題行動の事実だけでなく、それが行われた状況や本人の動機を総合的に評価している。本人が多少でも成長していることが窺え、施設の処遇を受けて生活していける見通しがもてるかという観点から、引受けを判断している。

* 集団生活適応性等 — 両施設とも、集団生活に適応できるかを見ている。施設Aは、知的障害が推定され、受け入れている人たちは一般に協調性に欠けることは少ないという。ある程度の社会性を備えているからこそ触法行為を行えるにとらえ、施設が適切な指導や支援ができれば、集団生活に適応できると考えている（これは裏返せば、適切な指導や支援ができる範囲が、受け入れ可能な人数となる）。

施設Bは、性格的に多少の偏りがあっても、刑務所で集団生活ができていれば、問題視しないという。

ウ 受け入れた人への対応・援助の現状

施設A—生活指導、対人関係上のストレスを受容、ハローワークの専門窓口（更生保護対象者、知的障害者）を活用した就労援助、療育手帳の取得援助（福祉事務所の理解と支援有）、関係機関（福祉事務所、ハローワーク、病院、老人ホーム、観察所、刑務所）との連携関係有。

更生保護の委託が切れた後の生活保護の措置、知的障害者更生相談所で知能の再検査・相談サービスなし。

家族との再統合、同居できなくとも、連絡・絆の復活が必要と考えるが困難。

施設B—生活指導、ハローワーク・協力雇用主を活用した就労援助、自立資金貯蓄指導。ただし、療育手帳の取得その他の特別支援処遇はない。関係機関（福祉事務所、ハローワーク、労働局、観察所、刑務所）との連携関係有。

(5) ヒヤリング調査結果から見えてきた知的障害と推定される人たちの受入れ拡充に必要な課題

更生保護施設が中間施設（＝地域での自立生活への準備期間）として機能することは可能と思われる。その場合の機能は、地域生活支援に移行するための生活指導と種々の関係機関・社会資源への繋ぎにある。中間施設として機能するためには、次のような制度やしきみが必要である。

ア 更生保護施設が受入れ、適切な移行支援が可能な障害の範囲、類型、それに応じた処遇、支援のモデルを検討する。

イ 地方更生保護委員会の仮釈放準備調査における調整機能を発揮するための方策を検討する。

ウ 更生保護施設の地域移行支援としての受け入れを進めるために職員体制の充実、あるいは福祉の専門的な視点からのバックアップや連携体制が必要である。

エ 療育手帳の取得支援、教育訓練、引受先調整等について、刑務所在所中からの一貫したフォローが必要である。

オ ハローワークとの連携を深め就労支援を一層強化する。

カ 地域社会での生活に自立、移行した後の社会生活上の困難やストレスをフォローできる体制を作る。

○更生保護施設に対するヒヤリング調査結果の概要－その2－詳細<別紙1>

(調査担当 協力研究員 福島大学大学院教育学研究科教授 生島 浩
同研究科 中村 志寿佳)

(1) 調査対象

施設	職種
栃木明德会	施設長、補導員
善隣厚生会	施設長
静修会荒川寮	補導主任

(2) 調査日時

栃木明德会	平成19年3月30日
善隣厚生会	平成19年4月3日
静修会荒川寮	平成19年4月3日
面接調査時間：各施設 2時間30分	

(3) 半構造化面接の質問項目

1. 調査対象者に関すること
2. 知的障害者（身上調査書でCAPAS69以下）の受け入れ状況
3. 知的障害者の受け入れ判断の基準となるもの
4. 実際に受け入れた者への対応・援助について
5. 知的障害者の受け入れ拡充に必要なファクター

(4) 調査の結果の概要

ア 知的障害者か否かについては、仮出獄者は身上調査書で数値が分かるものの、満期出所者及び更生緊急保護対象者については調査票等からは知的レベルが判明せず、その受け入れ実態の把握自体が困難である。

イ 施設側としては、高齢者の受け入れという認識はあるが、高齢者は知能テストによる数値が低く出る傾向があるために、結果として知的障がい者を受け入れているというのが実情に近い。

ウ 受け入れ判断の基準については、就労可能な健康状態か、近

隣への配慮が必要な罪名（例えば放火など）でないか、などの点がポイントとなり、刑務所へ出向いての面接調査、あるいは、在監中の手紙のやり取りにより臨床経験を基に知的能力をアセスメントしている。

エ 実際に受け入れた者に関して、施設が最重要視する就労については、協力雇用主や人材派遣会社等を活用して、おおむね十分な対応がなされている。施設のある地域の特色を生かした、知的能力が障がいとならない職種が上手に選定されており、女性の場合は内職という選択肢もある。

オ 就労が難しいケースはあるが、知的障がいというよりも、高齢者として老人福祉施設への入所や生活保護の受給につながる事が可能であり、現実的でもある。各施設共に、施設役員に福祉領域の関係者が参与するなど福祉機関・施設との連携はうまく機能していると評価している。

カ 療育手帳を取得していた者はほとんどなく、更生保護施設のサポートで取得させるケースも数少ない。前提となる障がい受容を促すことが困難であり、たとえ取得しても、服役などの経験から「自由を希求する」対象者の特質から、知的障害者の更生施設への入所を嫌う者が多い。

キ 知的障がい者の受け入れ拡充に必要なファクターとして、障がいの程度に応じた委託費の増額、就労が困難であったり、低賃金であったりすることをカバーする委託期間の延長などが挙げられる。

ク 知的障がいに併存する精神症状、さらには就労を前提とした施設の中で不就労のまま長期間生活を送ることは事実上困難である。ただし、1か月以内の期限を区切った「出口の見える」受け入れなら対応が可能となる。そのために、満期出所が見込まれる者についても、矯正施設側が直接的に福祉機関・施設へ働きかけるべきであるとの意見があった。

II 罪を犯した障がい者の受け入れ調整に関する具体的事例報告

本年度は少年院在院者の受け入れ調整の現状について事例等の収集に努めた。

広域的な調整に及ばざるを得ない状況、調整窓口がなく個別的な試行錯誤で多大な労力を要しながら移行先が得られないまま推移している状況等があることが認められ、現状での課題の大きさがうかがわれる。

この事項については、次のとおり研究助言者からの実践報告として取りまとめた。

○知的障害等を持つ少年院在院者の社会復帰に関する諸課題

(研究助言者 関東地方更生保護委員会 西村朋子)

(1) 問題の所在

非行をして少年院に収容された少年の仮退院に当たっては、帰住環境や保護環境の調整等多くの課題があることは珍しくないが、取り分け、知的障害や発達障害等を有する少年について、その問題は深刻である。問題の所在は、処遇の対象である少年の資質のみに起因するものではなく、劣悪な生育歴、過酷な保護環境であることも多く、在院施設及び帰住地を管轄する保護観察所では、少年の仮退院に当たって苦慮する場合が少なくない。

未成年のため、成人と異なる慎重な対応が求められ、課題の解決は容易ではないが、少年は最終的には地域社会に帰るのであり、その際の受入れをより円滑に行なう道筋を探りたい。

(2) 調査の方法

平成18年中に、関東管内において特殊教育課程(H1, H2)の少年を収容する男子少年院からの仮退院が許可された少年(46人)について、関東地方更生保護委員会に保管されている事件記録を精査することによって行なった。

(3) 調査の概要

ア 事例から抽出した環境調整における課題—保護者の問題を中心として—
検討の対象とした事例は46事例であり、かならずしも十分な事例数ではないが、仮退院に至る過程において、少年院、保護観察所、更生保護委員会という関係機関が直面し苦慮した課題や問題点は、いずれも、保護者の保護能力に関わっているように思われる。

(ア) 理解力の不足(福祉につながらない)

保護者自身の障害に関する理解力の乏しさから、少年を福祉の援助に乗せていない。そもそも我が子に教育的福祉的支援が必要なのだという気づきがない場合すらある。したがって、こうした場合、本人の能力に見合った社会内での居場所を確保できないでいる。

(イ) その場限りの機関活用

家族は長期間にわたって生活保護を受給、本人は療育手帳を交付されているなど福祉機関との関わりがあり、この過程の中で少年も幼少期から福祉の支援を受けてきている。ところが、保護者には、少年の生育に当たって忍耐と強い関与が要請されるにもかかわらず、これを十分認識しておらず、困った時にその場限りの援助を受けてその関係を終了してしまい、結果として、本人は、その